

幼保連携型認定こども園 ChaCha Children Makuhari 重要事項説明書

2026.4.1 版

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名称	社会福祉法人 ChaCha Children & Co.
所在地	東京都新宿区新宿五丁目1番1-202号
電話番号	03-5944-0670
代表者職氏名	理事長 大橋陽子

2 施設概要

<施設概要>

施設の種類	幼保連携型認定こども園							
施設の名称	幼保連携型認定こども園 ChaCha Children Makuhari							
施設の所在地	千葉県美浜区打瀬2-18-2							
電話番号	043-276-5753							
受入年齢	生後3ヶ月～小学校就学前							
利用定員	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号				2名	2名	2名	6名
	2・3号	11名	15名	18名	22名	22名	22名	110名
	合計	11名	15名	18名	24名	24名	24名	116名
開設年月日	平成23年4月1日							

3 施設の目的及び運営の方針

幼保連携型認定こども園 ChaCha Children Makuhari（以下「当園」という。）は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」ほか、関係法令を遵守し、以下の運営の方針に従って、当園を利用する小学校就学前の子どもに対し、特定教育・保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- 当園は、特定教育・保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- 当園は、その目的を達成するために、特定教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、認定こども園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- 当園は、利用する子どもに適切な特定教育・保育を提供するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷地面積	2300.58 m ²
園舎の構造・規模	鉄骨 2階建て
園舎面積	869.12 m ²
園庭面積	1155.7 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
乳児室	1室	102.64 m ²	1～2歳児室
ほふく室	2室	51.28 m ²	0歳児室

保育室	3室	171.47 m ²	
遊戯室（ホール）	1室	112.72 m ²	
調理室	1室	30.74 m ²	
事務室	1室	32.22 m ²	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1人	園務の統括
主幹保育教諭	2人	特定教育・保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育教諭	30人	教育・保育業務
看護師	1人	教育・保育業務、健康管理業務
栄養士	1人以上	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	3人以上	給食調理
事務員	1人	事務
学校医	1人（嘱託）	園児の健康管理、健康診断の実施、
学校歯科医	1人（嘱託）	園児の健康管理、歯科健診の実施
学校薬剤師	1人（嘱託）	環境衛生等に関する指導、助言、検査の実施

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 特定教育・保育の提供を行う日・時間及び行わない日

当園が特定教育・保育の提供を行う日・時間は以下の通りとします。

（1）教育標準時間認定（1号認定児）

提供する曜日	月曜日から金曜日
教育時間	9：00～16：00
預かり保育	7：00～9：00／16：00～20：00／土曜日 9：00～16：00
休業日	土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）

なお、預かり保育については、別途預かり保育料が必要となります。

(2) 保育認定 (2・3号認定児)

提供する曜日	月曜日から土曜日	
保育時間	保育標準時間	7:00~18:00のうち保育を必要とする時間
	保育短時間	9:00~17:00のうち保育を必要とする時間
延長保育	保育標準時間	18:00~20:00 (平日のみ)
	保育短時間	7:00~9:00 17:00~20:00 (土曜日のみ 17:00~18:00)
休業日	日曜日・祝祭日・年末年始 (12月29日~1月3日)	

ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。また、延長保育については別途、延長保育料が必要となります。

7 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
上記 6 に記載する日及び時間において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、特定教育・保育の提供を行います。
- (2) 3歳以上児への主食の提供
3歳以上児に対しても、別途主食代を受領し、主食の提供を行います。
- (3) 預かり保育の実施
1号認定の園児について、6に記載する日及び時間において預かり保育を行います。
- (4) 一時保育事業の実施
地域の子育て支援を担う機能として、一時保育を実施します。

8 利用の開始及び終了に関する事項

- (1) 当園は、市町村から保育認定子どもの特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、利用を開始するものとします。
- (2) 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申し込みを受けたときに、利用開始するものとします。ただし、利用定員を超えて利用の申し込みがあったときは教育理念に基づき選考を行います。
- (3) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

9 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	玉井こどもクリニック (小児科・アレルギー科)
医師名	
所在地	千葉県美浜区打瀬 3-5 マリンフォート 2-102
電話番号	043-350-3300

(2) 歯科

医療機関の名称	ベイタウン歯科医院
歯科医師名	
所在地	千葉県美浜区打瀬 2-19 パティオス 13 番街 1 階
電話番号	043-213-0018

(3) 薬剤師

医療機関の名称	薬局タカサ 幕張マリンフォート店
薬剤師名	
所在地	千葉市美浜区打瀬 3-5 マリンフォート 2-103
電話番号	043-213-3191

10 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとしします。

受診医療機関①	医療機関名：千葉市立海浜病院総合病院 診療科：全般 所在地：千葉市磯辺 3-31-1 電話番号：043-277-7711
---------	---

11 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	・避難用リュック 有 ・備蓄米・食糧 有 ・ミネラルウォーター 有 ・懐中電灯 有
緊急時の伝言方法	緊急時災害用伝言ダイヤルを用います。 連絡帳アプリを用います。
第一避難場所	美浜打瀬小学校（千葉市美浜区打瀬 2-18-1）
第二避難場所	幕張海浜公園（美浜区ひび野 2-116）
津波発生時の避難場所	当園 2 階
園児引き渡しの方法	緊急時のお迎え者を事前に確認しておき、本人確認の上引き渡しします。

12 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとしします。

13 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	・苦情受付担当者 主任 ・苦情解決責任者 園長 苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。
第三者委員 (苦情解決連絡会)	〒260-0013 千葉市中央区中央 4 丁目 5 番 1 号 きぼーる 3F 公益社団法人 千葉市民間保育園協議会 事務局内 043-202-5515(第三者委員代表連絡先)

14 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保険内容
日本スポーツ振興センターの児童災害共済	1 医療費 療養に要した医療費総額 500 点 (5,000 円) 以上が支給対象 2 障害見舞金 3 死亡見舞金
全国私立保育園連盟保険制度	1 施設賠償責任保険 対人：1 人 1 事故 10 億円 対物：1 事故 1,000 万円 2 生産物賠償責任保険 対人：1 人 1 事故 10 億円 対物：1 事故 1,000 万円

15 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止めください。
-----------	---------------------------------------

16 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額について

(1) 保育料

子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号に基づき、園児の居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収します。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。

ただし、給食費については市区町村の条例及び規定により免除される場合があります。

(3) 利用月の係る費用について、翌月に園の指定する決済サービスを利用してお支払いいただきます。詳細は、別途お知らせします。

(別表)

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

受領する費用の種類		支払を求める理由	金額
給食費	主食	3 歳以上の児童に提供する主食代・副食代を 実費でご負担いただきます。	月額 1,500 円
	副食		月額 4,900 円
一時預かり保育		一時預かり保育に要する費用 をご負担いただきます。	3 歳未満児 (一日保育) 2,275 円 (午前保育) 1,175 円 (午後保育) 900 円
			3 歳以上児 (一日保育) 1,275 円 (午前保育) 650 円 (午後保育) 400 円

開所時間外の保育	閉所時刻以降の保育は原則として行いません。緊急事情等で保育を行う場合は、右記保育料をご負担いただきます。	5分毎 500円
----------	--	----------

◎給食は、月間の利用日数が前月末までに把握可能となり、利用日数が11日以下となった場合に、月額給食費の半額を控除します。

●預かり保育料

1号認定児の預かり保育に要する費用の一部をご負担いただきます。

平日・土曜日	7:00-9:00/16:00-18:00	200円/時間
平日	18:00-20:00	1,000円/回
土曜日	9:00-16:00	1,200円/回

●延長保育（1か月）の利用料金 ※原則として事前に契約が必要です
2,3号認定子どもの延長保育に要する費用の一部をご負担いただきます。

	1Hまで	2Hまで	3H～
3歳未満児	3000円	6000円	1時間ごとに3000円加算
3歳以上児	1900円	3800円	1時間ごとに1900円加算

◆主な集金物の一覧

受領する費用の種類	金額	毎月	該当月のみ 随時	年度 始めのみ
紙おむつ代 ★1	1270～2480円	○		
給食費（3歳以上児全員）	主食費 月額1,500円 副食費 月額4,900円	○		
延長保育料金（利用者のみ）	上記参照		○	
預かり保育料金（利用者のみ）	上記参照		○	
布団乾燥代（全員）	40～80円（一部負担）	○		
園指定の帽子代 （1歳以上児全員）★2	2,000円		○	
スポーツ振興協会共済（全員）	130円（一部負担）			○
遠足時の交通費等（参加者）	実費		○	
下着の買い取り（該当者）	300円		○	
写真販売（希望者）	実費		○	

★1 業者との直接契約の月額定額制サービスとなります。

★2 1歳以上は進級および入園時に購入いただきます。